

不適切な保育で保育士逮捕へ

子どもの権利に基づく保育の実践を
風通しのよい職場環境も問われる

女性保育士が1歳児の足をつかんで宙ぶりにしたり、倉庫に閉じ込めるといった不適切な保育を行っていたことが相次いで発覚し、保育士が暴行容疑で逮捕されるに至った。事態を重く見た政府は12月6日、保育所等における不適切な保育の実態調査に乗り出す旨を明らかにした。今回のような保育士による児童虐待はあり得ない事態に思えるが、不適切な保育の背景には、保育者の保育に対する理解度や職場環境に何らかの問題が潜んでいるといわれ、実際にはどこでも起こり得る。保育現場からは、不適切な保育を無くすには子どもの権利に基づいた保育と風通しのよい組織が重要な旨を発信すべきとの意見も出ている。

【不適切な保育事案】

静岡県裾野市は11月30日、歴史のある私立保育所「さくら保育園」で、1歳児担任の女性保育士3人が園児を宙ぶりにしたり、倉庫に閉じ込めるなどといった不適切な保育を行っていたと

公表した。不適切な保育は、市への通報で明らかになったもの。市の指示を受けて園は、全職員をヒアリングして実態を把握し、加害保育士の特定と退職勧奨、再発防止策の策定と市への報告などを行ったものの保護者への説明が引き延ばされてきたため市が公表する事態となった。市は、静岡県と連携して当該園への特別監査を実施中。被害関係者の心のケアにも当たっているという。市の公表を受けて静岡県警察本部は12月4日、保育士3人をいずれも暴行容疑で逮捕した。

また、富山市でも、認定こども園「本郷町保育園」で、女性保育士が園児を倉庫に閉じ込めるなどの不適切な保育をしていたことが明らかとなり、富山県警察本部が捜査に乗り出した。保育士は懲戒処分を受けて既に退職。市は12月2日、園を立ち入り検査した。

【国や団体の対応】

厚生労働省の加藤勝信大臣は12月6日、保育所における虐待事案の発生に

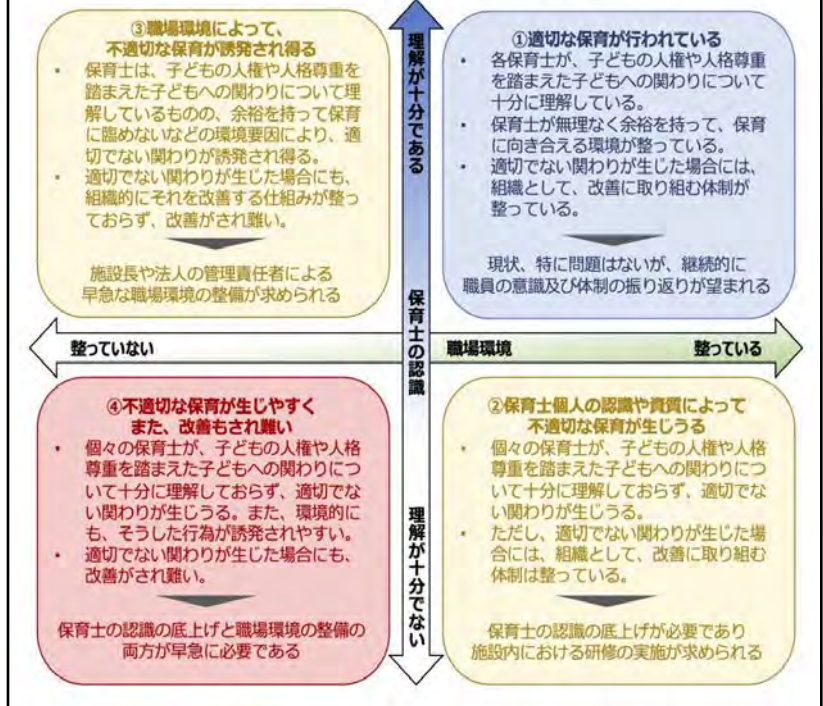
遺憾の意を示した。不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引きを昨年、作成し周知してきたところだが、改めて注意喚起を行いたいとし、保育所における実態あるいは自治体における対応を把握するための調査の実施も検討する旨を明らかにした。

また、小倉将信・こども政策担当大臣も6日、厚労省と連携しながら、認定こども園における不適切な保育の実態把握に乗り出す意向を示した。

一方で、保育現場における児童虐待が報道されると保育関係団体は会員に対して注意喚起や情報提供などを行った。日本保育協会は12月2日、不適切保育の未然防止を呼び掛けるとともに、厚生労働省の調査研究（令和3年3月に「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」の「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」）から「不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）」の一表（次頁）を紹介するなどして現場の取組を促した。

また、全国認定こども園協会も、子ども主体、子どもの権利擁護という教育・保育の基本を再確認し、日々の保育の点検を求めるとともに、各地区で

【不適切な保育が生じる背景の整理（保育士の認識及び職場環境）】



取り組んだ内容の報告を求めている。
【保育現場・有識者の声】
 ◎高祖常子・NPO法人児童虐待防止
 ナーリング・ジャパン理事（NPO法人フ
 ザーリング・ジャパン理事）の話
 保育施設における虐待事例が立て続
 けに報じられて信じられない思い。ま

の研究成果が示されている。
 保育者や園長からは、「しつけが行
 き過ぎた」といった発言が出ているよ
 うだが、厳しいしつけで子どもが育つ
 といった古い考えは改めるべき。研修
 会でよく聞かれるのは、「園外保育の公
 園で「まだ遊び足りない」などとごね

してや、子どもの成
 長発達を学び、子ど
 もの人権について深
 く理解しているはず
 の保育士が、言葉で
 訴えることができな
 い1歳児に対して、
 逆さ吊りなどの不適
 切なかかわりをして
 いたというのは衝撃
 だ。

子どもと接して、
 イラっとすることは
 だれにでもあるだろ
 うが、そのいら立ち
 を子どもにぶつける
 というのは言語同断
 体罰などの威圧的な
 かかわりは、子ども
 の脳の発育にとって
 良くないことも数々
 だ。保育士の思いばかりが先走ると、
 「今、こうしてほしいのにやってくれ
 ない」などと余裕がなくなり、無理や
 りさせてしまう保育となる。言葉で伝
 えられないからこそ、子ども一人ひと
 りと対話して気持ちを汲み取り対応し
 ていくことが大切だ。自分の声掛けや
 働きかけに自信がなければ、保育者同
 士で語り合うことで対応の引き出しを
 増やすこともできる。
 しかしながら、件の園では、こうし
 た話し合いもできない環境だったので
 はないかと推察できる。フザーリン
 グ・ジャパンのイクボスプロジェクト
 のように、園長や主任などの意識を高
 め、保育士同士が気軽に話し合いので
 きるような組織作りをすることも重要。
 タイムスケジュールが厳しく余裕がな

いのであれば、話し合いの中で解決すればよい。子どもの声を聞くことが大事だが、保育士同士で会話ができない組織では子どもの声を聞くことも難しい。保育者が園の中で自由に発言してその意見が取り上げられると、保育士も子どもを尊重するようになる。

体罰禁止の規定が児童福祉法に盛り込まれ、令和2年4月から施行された時には大いに期待した。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われ、十分、広報されてこなかった。令和3年の調査（「体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査」）では、児童福祉の体罰禁止規定について内容まで知っているという人は、15〜79歳の男女の2割、養育者でも2割しかない。一方で、世界で最初に体罰禁止を法制化したスウェーデンでは牛乳パックに体罰禁止の広告を入れたり、全家庭にパンフレットを配り、法改正の2年後に9割が認知するようになったと聞く。こうなると世の中は変わる。日本は今、全く知られていない。その意味では、こども家庭庁が創設され、こども基本法が施行される来年を契機に、周知が図られることに期待する。

◎木村昭仁・石川県認定こども園協会副会長の話

こうした事案が発覚すると物理的なモノや保育者の管理強化で対応しようと考えるが、それでは解決にならないことを声を大にして言いたい。

まず、私たち保育者が常に中心に据えるのは「子どもの権利条約」だという認識を徹底することが大切だ。児童福祉法より上位に子どもの権利条約がある。だから、子育て支援というのは本来、家族支援であり、専門職である保育者は子どもの直接的な育ちの支援にこそ力を入れるべき。子ども自身が学びたい、遊びたいという気持ちを十分に発揮できる環境を作らなくてはならない。保育所保育指針で「一人ひとり」を強調するが、オーダーメイドの保育はできていないのが実際の姿だ。保育者が子どもの専門家になれていない場合、それは組織に問題がある。上意下達ではない、分散型リーダーシップであれば、若手もベテランも子どもの代弁者という立場で対等に話し合いができる。こうした組織への転換を図らないと、下手すると監視カメラをいれて保育をチェックするという論理に負けてしまいかねない。

子どもの権利に基づく保育とは、子どもの声に耳を傾ける保育であり、それが子どもの主体性を育み、アクティブラーニングになり、次代を生きる子どもを育むことになる。職員の配置増も言われているが、子どもの気持ちを理解し、創造力など目に見えにくいものを見えるための人を増やすならよいが、指示命令やけが防止のために人を増やすのは意味がない。

子ども主体の自由な保育だと、子どもが野放図に育つように思われる。しかし、多動傾向の子どもでも自分のやりたいことを自分のペースでできるのが集団になじんで協働的行動が見える場合もある。

風通しの良い組織で、カリキュラムに対して柔軟な考え方を持っていると、不適切な保育は起こりやうがない。決まったメニューをこなそうとすると無理が生じる。子どもの意見を聞いてカリキュラムを変えられるか。物言わない0歳の子どもの意思を聴ける専門性があるのが保育者であり、子どもの代弁者である保育者が対等で相互的に語れる組織づくりが大事だ。そこを現場が発信すべきだと考える。